

令和7年生駒市教育委員会

第11回定例会 議案

令和7年11月18日

生駒市教育委員会

令和7年生駒市教育委員会(第11回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第27号	生駒市幼稚園再編にかかる基本方針策定について	1
議案第28号	生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	2
議案第29号	令和7年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意見について	4
議案第30号	社会教育委員の委嘱について	29

議案第 27 号

生駒市幼稚園再編にかかる基本方針策定について

生駒市幼稚園再編にかかる基本方針策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 11 月 18 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第28号

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年11月18日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項及び第3項中「生駒市コミュニティセンター及び」を削る。

第4条第1項中「(生駒市コミュニティセンターにあっては、教育委員会。次項、次条及び第7条から第9条までにおいて同じ。)」を削る。

第5条第2項中「使用料又は」を削る。

様式第1号中「(生駒市コミュニティセンターにあっては、生駒市教育委員会)」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

様式第2号中「(生駒市コミュニティセンターにあっては、生駒市教育委員会)」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 リハーサル室の使用的許可及び当該許可に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に改正前の生駒市生涯学習施設条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により教育委員会に対してされた申請で、同日以後の使用に係るものは、改正後の生駒市生涯学習施設条例施行規則第4条の規定により指定管理者に対してされた申請とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第29号

令和7年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について

令和7年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和7年11月18日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・令和7年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
- ・生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について
- ・生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について
- ・生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）に係る変更契約の締結について
- ・生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）に係る変更契約の締

結について

- ・生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

第 2 表 繼 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
教 育 費	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	5, 918
		体 育 施 設 整 備 事 業	42, 614

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
公園施設整備事業	70,100	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につい てはその融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものとする。ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、若しくは繰上 償還又は低利に借 換えることができ る。	22,400	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につい てはその融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものとする。ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、若しくは繰上 償還又は低利に借 換えることができ る。
体育施設整備事業	29,000	〃	〃	〃	49,800	〃	〃	〃

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	450,298	93,883	544,181	2 児童福祉費補助金	93,883	就学前教育・保育施設整備交付金
計	1,731,832	93,883	1,825,715			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	2,059,700	20,800	2,080,500	4 社会教育債	20,800	体育施設トイレ改修事業債
計	2,903,500	△ 26,900	2,876,600			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1 児童福祉総務費	4,252,589	117,916	4,370,505	93,883 (国補) 93,883			24,033	18 負担金補助及び交付金	117,916	就学前教育・保育施設整備交付金		
計	9,049,323	117,916	9,167,239	93,883			24,033					

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
2 社会教育施設費	897,438	48,532	945,970		20,800		27,732	12 委託料	27,709	生涯学習施設整備委託料 測量等委託料		
								14 工事請負費	20,823	体育施設整備工事		
計	1,573,103	48,532	1,621,635		20,800		27,732					

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明		
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
3 学校給食材料費	564,256	14,883	579,139				14,883	10 需用費	14,883	賄材料費		
計	1,378,423	14,883	1,393,306				14,883					



議案第 77 号

生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

生駒市スポーツ推進審議会条例（平成 8 年 6 月生駒市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地方スポーツ推進計画」の次に「（同条第 2 項の規定によりこれと一体のものとして定めるスポーツに関連する他の計画を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 78 号

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地域住民の社会体育活動等の普及のため、学校の体育館及び運動場（以下「学校体育施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で開放することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 学校体育施設の開放に関する事務は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

2 学校体育施設の開放については、教育委員会が管理し、その責任を負うものとする。

(学校体育施設の開放を行う学校)

第 3 条 学校体育施設の開放を行う学校は、生駒市立の全ての小学校及び中学校とする。

(学校体育施設の開放日)

第 4 条 学校体育施設の開放日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、

必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「祝日法による休日」という。）

に当たる日及び教育委員会規則で定める除外日を除く。以下「平日」という。）

(2) 日曜日及び土曜日並びに祝日法による休日（教育委員会規則で定める除外日を除く。以下「休日」という。）

(学校体育施設の開放時間)

第5条 学校体育施設の開放時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があると認めるとときは、別表第1に定める開放時間以外の時間を開放することができる。

(使用資格)

第6条 学校体育施設を使用することができる者は、原則として次に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成されていること。

(2) 責任者としての成年者が含まれていること。

(3) 構成員がおおむね10人以上であること。

(4) 営利を目的とする団体でないこと。

(団体の登録)

第7条 学校体育施設を使用しようとする団体は、毎年度あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。

(使用の許可)

第8条 前条の規定により教育委員会の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、学校体育施設を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受け

なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校体育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用をするとき。
- (3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用をするとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) 学校の授業、学校生活等に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 学校の施設を汚損するおそれがあるとき。
- (7) 管理上支障があるとき。
- (8) その他教育委員会が不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 学校の施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(本市の免責)

第11条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しく

は停止した場合において、学校体育施設の使用の許可を受けた登録団体（以下「使用団体」という。）に損害が生ずることがあっても、本市は、これに対して補償の責任を負わない。

（使用料）

第12条 使用団体は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第2のとおりとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、附属設備を使用するためのプリペイドカードを発行することができる。

4 プリペイドカードに係る使用料の額その他プリペイドカードの発行及び使用に關し必要な事項は、規則で定める。

（使用料の減免）

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第15条 使用団体は、学校体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備）

第16条 使用団体は、学校体育施設の使用に關し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（原状回復義務）

第17条 使用団体は、学校体育施設の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたとき

は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第18条 使用団体は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、学校の施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定に基づく団体の登録及び第8条の規定に基づく使用の許可並びにこれらに係る手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第5条関係）

1 体育館（平日）

区分	開放時間
小学校体育館	16:00～21:00
中学校体育館	18:00～21:00

2 体育館（休日）

区分	開放時間
小学校体育館	9:00～21:00
中学校体育館	

3 運動場（平日）

区分	開放時間
小学校運動場	17:00～19:30
中学校運動場	18:00～19:30

備考 毎年5月1日から8月31日までの期間とする。

4 運動場（休日）

区分	開放時間
小学校運動場	9:00～19:30
中学校運動場	

備考 每年5月1日から8月31日までの期間以外の期間は、17:00まで
とする。

別表第2(第12条関係)

1 体育館(平日)

区分	使用時間	使用料
小学校体育館	16:00～21:00	1,000円
中学校体育館	18:00～21:00	1,000円

備考

- 1 小学校体育館については、上表に掲げる使用時間のうちの3時間の使用とする。
- 2 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1時間につき340円とする。
- 3 市内に在住し、又は在学する中学生以下の者で構成された団体であって、指導者のもとで運営されているもの(以下「青少年等団体」という。)が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の2分の1に相当する額とする。
- 4 上表及び第2項の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 体育館(休日)

区分	使用時間	使用料
小学校体育館	9:00～12:00	1,000円
中学校体育館	12:00～15:00	1,000円
	15:00～18:00	1,000円
	18:00～21:00	1,000円

備考

- 1 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1時間につき340円とする。
- 2 青少年等団体が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 上表及び第1項の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

3 運動場（平日）

区分	使用時間	使用料
小学校運動場	17：00～19：30	700円
中学校運動場	18：00～19：30	400円

備考

- 1 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1時間につき250円とする。
- 2 青少年等団体が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 上表及び第1項の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

4 運動場（休日）

区分	使用時間	使用料
小学校運動場	9：00～13：00	1,000円
中学校運動場	13：00～17：00	1,000円
	17：00～19：30	700円

備考

- 1 上表の使用時間以外の時間を使用する場合の使用料の額は、1時間につき250円とする。
- 2 青少年等団体が使用する場合の使用料の額は、上表及び前項の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 上表及び第1項の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

5 附属設備

市長の定める額



議案第 79 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 1 月 2 日生駒市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」を加える。

第 12 条第 1 項中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平

成26年12月生駒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)。第4項において同じ。)」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小

規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第34条第3項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所C型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士)」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

(生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 80 号

生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条に定めるもののほか、基準府令の定めるところによる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 4 条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年奈良県条例第39号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年奈良県条例第22号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第43号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 81 号

生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 82 号

子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 32 に定める時間に関する
経過措置に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 32 に定める時間に関する経過
措置に関する条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭
府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 94 号）附則第 2
条第 1 項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成
26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 32 の条例で定める時間は、次の表の左欄
に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	4 時間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで	5 時間

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 84 号

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）請負変更契約

の締結について

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）について、下記のとおり
請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会
の議決を求める。

記

1 契約の目的 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）

2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

3 契約金額 355,300,000円

4 契約の相手方 大阪市北区南森町2丁目4番32号

柳生設備株式会社

代表取締役 福地文雄

5 工期

(1) 変更前 契約の日から令和8年2月27日まで

(2) 変更後 契約の日から令和8年3月31日まで

令和7年12月3日提出

生駒市長 小紫雅史



議案第 85 号

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）請負変更契約

の締結について

生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）

2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

3 契約金額 388,300,000円

4 契約の相手方 大阪市北区南森町2丁目4番32号

柳生設備株式会社

代表取締役 福地文雄

5 工期

(1) 変更前 契約の日から令和8年2月27日まで

(2) 変更後 契約の日から令和8年3月31日まで

令和7年12月3日提出

生駒市長 小紫雅史



議案第 87 号

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書会館、生駒市コミュニティセンター、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンター I S T A はばたき及び芸術会館美楽來

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

いこま学びの輪パートナーズ

構成団体（代表） 株式会社ザイマックス関西

大阪府大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号

構成団体 株式会社日比谷花壇

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 12 月 3 日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第31号

生駒市社会教育委員の委嘱について

生駒市社会教育委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月18日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

住 所 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

氏名 田村 未来

委嘱期間 令和7年11月19日から令和8年6月30日まで